

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告（２件）.....（情報政策課）	60
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	63
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	63
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	63
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（維持管理防災課）	63
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	63
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	64

道人事委員会規則

○北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則.....	66
--	----

道監査委員公表

○監査公表第８号.....	67
○監査公表第９号.....	67

道公安委員会規則

○北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則.....	67
---	----

道警察本部告示

○北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程....	69
--	----

告 示

北海道告示第350号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年５月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（１月当たりの単価）及び数量

ア （入札番号１）パーソナルコンピュータの賃貸借 6台分 一式

イ （入札番号２）パーソナルコンピュータの賃貸借 1台分 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成29年９月１日から平成34年８月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成29年５月30日（火）から同年６月30日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北３条西６丁目 北海道庁本庁舎３階 テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

(2) 入 札 日 時 平成29年７月10日（月）午後２時30分（送付による場合は、

同月6日（木）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量

ア パーソナルコンピュータ 100台

イ パーソナルコンピュータ 200台

ウ パーソナルコンピュータ 600台

エ パーソナルコンピュータ 100台

(2) 予 定 時 期

ア 平成29年9月中旬頃

イ 平成29年11月中旬頃

ウ 平成30年1月上旬頃

エ 平成30年1月下旬頃

（アからエまでについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電 話 番 号 011-204-5285

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Personal Computer 6 sets

b Lease of Personal Computer 1 set

B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., July 10, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than July 6, 2017)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第351号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの購入 59台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成29年8月31日（木）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の

- 資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成29年5月30日（火）から同年6月30日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階 テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）
- (2) 入札日時 平成29年7月10日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月6日（木）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量
- | | |
|---------------|------|
| ア パーソナルコンピュータ | 100台 |
| イ パーソナルコンピュータ | 200台 |

- | | |
|---------------|------|
| ウ パーソナルコンピュータ | 600台 |
| エ パーソナルコンピュータ | 100台 |
- (2) 予定時期
- | |
|---------------|
| ア 平成29年9月中旬頃 |
| イ 平成29年11月中旬頃 |
| ウ 平成30年1月上旬頃 |
| エ 平成30年1月下旬頃 |
- （アからエまでについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名称 | 北海道総合政策部情報統計局情報政策課 |
| (2) 所在地 | 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電話番号 | 011-204-5285 |
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 59
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 10, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than July 6, 2017)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第352号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成29年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ615の2地先
(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第353号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成29年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ809地先（国有林。
次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第354号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成29年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 虻田郡倶知安町字山田196の9・196の12（以上2筆に
ついて次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解 除 の 理 由 索道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路 線 名	上雨紛台場線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
旭川市神居町富沢98番5地先から		前	21.20mから	40.00m	――
同市神居町富沢98番5地先まで			21.50mまで		
		後	21.20mから	40.00m	――
			23.39mまで		

北海道告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
畑内川（Ⅰ－24－0850）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
檜山郡厚沢部町緑町、富栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
石倉川（Ⅰ－23－0480）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
茅部郡森町字石倉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小松の沢（Ⅱ－23－0520）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
茅部郡森町字石倉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚沢部本町（Ⅰ－2－451－1489）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡厚沢部町本町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚沢部本町1（Ⅱ－2－297－1080）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡厚沢部町本町、字上里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚沢部本町2（Ⅰ－2－452－1490）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡厚沢部町新町、本町、上里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
高校の沢川（Ⅰ－24－0790）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡厚沢部町新町、本町、上里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松園町沢川（Ⅰ－24－0840）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡厚沢部町松園町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本町の沢川（Ⅰ－24－0800） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡厚沢部町本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森石倉町1（Ⅰ－2－344－1382） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字石倉町 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森石倉町2（Ⅰ－2－345－1383） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字石倉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森石倉町3（Ⅱ－2－238－1021） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字石倉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 郵便局沢川1（Ⅰ－23－0490）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字石倉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 郵便局沢川2（Ⅰ－23－0500） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字石倉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 吉田の沢（Ⅱ－23－0510） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字石倉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森濁川1（Ⅱ－2－241－1024） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字濁川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森濁川2（Ⅰ－2－346－1384） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字濁川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	--

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森鷲ノ木1（I－2－338－1376） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字鷲ノ木町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 キ 指紋又は掌紋 (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号 (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号 (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号 (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号 (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された委員会が定める文字、番号、記号その他の符号 ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証 イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証 ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証 (8) その他前各号に準ずるものとして委員会が定める文字、番号、記号その他の符号 （要配慮個人情報）
道 人 事 委 員 会 規 則	
北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年5月30日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則2－57 北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（北海道人事委員会規則2－23）の一部を次のように改正する。 第1条の次に次の2条を加える。 （個人識別符号） 第1条の2 条例第2条第1号の2の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして委員会が定める基準に適合するもの ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列 イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌 ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様	第1条の3 条例第2条第3号の2の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の委員会が定める心身の機能の障害があること。 (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果 (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。 別記第1号様式中

北海道公安委員会規則第9号

北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則
北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則（平成18年北海道公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。
（個人識別符号）

第1条の2 条例第2条第1号の2の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定める基準に適合するもの
- ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- キ 指紋又は掌紋

- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された警察本部長が定める文字、番号、記号その他の符号
- ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証
- イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証
- (8) その他前各号に準ずるものとして警察本部長が定める文字、番号、記号その他の符号（要配慮個人情報）

第1条の3 条例第2条第3号の2の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の警察本部長が定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第2条第4項中「北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）」を「警察本部長」に改める。

別記第1号様式中

基本的事項	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 電話番号 ☐ ☐ ☐	家庭生活 ☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐ ☐ ☐ ☐	資産・収入 ☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況 ☐ ☐ ☐ ☐	を
	心身の状況 ☐ 健康状態 ☐ 身体の特徴 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	社会生活 ☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・嗜好 ☐ ☐ ☐ ☐	思想・信条等 ☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（ ） ☐ ☐	

☐	☐	☐	☐		
基本的事項	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 身体の特徴 ☐ ☐	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 心身の機能障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調剤 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害の事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ ☐ ☐ ☐	家庭生活	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐
個人識別符号	☐ 身体の特徴を電算化した符号 () ☐ 旅券番号 ☐ 基礎年金番号 ☐ 運転免許証番号 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 ☐ ☐ ☐ ☐		根拠	社会生活	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・嗜好 ☐
				資産・収入	☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況 ☐
				その他	☐ ☐ ☐

基本	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 心身の機能障害	家庭生活	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐
			☐ 職業・職歴	

的事項 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 身体の特徴 ☐ ☐	要配慮個人情報 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調剤 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害の事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	社会生活 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・嗜好 ☐	に改める。

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

を